

19. (Gno.43) 少年法制の比較法的研究

代表：柳川 重規

2001/02/12 (承認) 2001 年度 (開始)

【研究の目的】

アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、オーストラリア、韓国、台湾などの少年法制の比較法的研究

【研究活動及び成果】

総括

今年度は、共同研究グループのメンバー個人での研究のみ行われ、グループとしての研究活動は行われなかった。来年度は、年 2 回ほどの研究会の開催とその成果の比較法雑誌への掲載を予定している。